

財務省告示第十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年十二月二十五日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

|    |                       |   |
|----|-----------------------|---|
| 一  | 名称及び記<br>号            | 利付国庫債券（二十年）（第六十<br>五回）  |
| 二  | 発行の根拠<br>法律及びそ<br>の条項 | 財政融資資金特別会計法（昭和<br>二十六年法律第一百一号）第十<br>一条第一項   |
| 三  | 振替法の適<br>用等           | 社債等の振替に関する法律（平<br>成十三年法律第七十五号）以下<br>「振替法」という。の規定の適<br>用を受けるものとし、その振替<br>機関は日本銀行とする。 |
| 四  | 発行方法                  | 日本郵政公社法（平成十四年法<br>律第九十七号）第二十四条第三<br>項第五号に規定する簡易生命保<br>険資金による引受け                     |
| 五  | 発行額                   | 額面金額で四百九十七億円  |
| 六  | 払込金額                  | 円 四百九十九億七千三百三十五万  |
| 七  | 最低額面金<br>額            | 五万円   |
| 八  | 振替単位                  | 振替法の規定による振替口座簿<br>の記載又は記録は、最低額面金<br>額の整数倍の金額によるものと<br>する。                           |
| 九  | 発行日                   | 平成十五年十二月二十五日  |
| 十  | 発行価格                  | 額面金額百円につき百円五十五<br>銭   |
| 十一 | 利率                    | 年一・九パーセント   |

十二

の経  
払過  
込利  
み子

日本郵政公社総裁は、払込金額に  
加え、次の算式により算出し、  
た金額を第十八号に規定する期  
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9 \times 5}{100 \times 365}$$

十三

初  
期  
利  
子

平成十六年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い、その日以、前六月間  
に属す

十五

償  
還  
金  
限

平成十五年十二月二十日  
償還金額  
平成三十五年十二月二十日  
額面金額  
日本銀行

十六

元  
利  
支  
日

十七

払  
場  
所

平成十五年十二月二十五日

十八

払  
込  
期  
日